



茨城 県 報

第 1 1 8 4 号

平成12年 8 月10日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

●救急医療協力病院の指定（医療整備課）	1
●地方卸売市場の廃止（園芸流通課）	1
●公有水面の埋立ての免許の出願（港湾課）	2
●公有水面埋立地の用途変更の許可申請（港湾課）	3
●土地改良区役員の就任（土地改良事務所）	5
●土地改良区役員の退任（土地改良事務所）	6

公 告

●予防接種の業務を行う医師（保健予防課）	6
●卸売業務の廃止（園芸流通課）	6
●宅地建物取引業者の事務所の所在地の申出（2 件）（建築指導課）	7
●開発行為の工事完了（建築指導課）	7

告 示

茨城県告示第928号

次の病院については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第2条の規定による申出があったので、同規則第3条第1項の規定により救急医療協力病院に指定する。

平成12年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
岩 本 病 院	猿島郡猿島町沓掛850

茨城県告示第929号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により次の卸売市場について廃止を許可したので、茨城県卸売市場条例（昭和46年茨城県条例第51号）第25条の規定により公示する。

平成12年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 廃止する地方卸売市場の名称
大子青果地方卸売市場
- 2 廃止する地方卸売市場の位置
久慈郡大子町大字池田1580番地の 2
- 3 廃止する卸売市場の取扱品目の部類
青果部
- 4 廃止許可年月日
平成12年 8 月 4 日

~~~~~

#### 茨城県告示第930号

平成11年 8 月11日付けで出願のあった公有水面埋立てについては、次のとおり免許したので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第11条の規定により次のとおり告示する。

平成12年 8 月10日

常陸那珂港港湾管理者 茨城県

代表者 茨城県知事 橋 本 昌

- 1 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

所 在 地 茨城県水戸市笠原町978番 6

名 称 茨城県

代表者住所 茨城県水戸市大町 2 丁目 1 番33号 県公舎

代表者氏名 茨城県知事 橋 本 昌

- 2 埋立区域

- (1) 位 置

茨城県那珂郡東海村大字照沼字渚768番7の地先公有水面

- (2) 区 域

次の各地点のうち①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点と④の地点を結ぶ平成 5 年 3 月29日付け茨城県港指令第17号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L.+1.36メートルにより決定）及び①の地点と④の地点を結ぶ平成11年の春分の満潮位（D.L.+1.52メートル）における公有水面と既設防波堤との境界線により囲まれた区域

①の地点 国土地理院照沼三角点(北緯36度26分05秒227, 東経140度35分34秒921)から122度38分08秒 2,175.99メートルの地点

②の地点 ①の地点から 90度00分00秒 735.20メートルの地点

③の地点 ②の地点から 180度00分00秒 99.60メートルの地点

④の地点 ③の地点から 269度59分04秒 736.70メートルの地点

- (3) 面 積

71,550.75平方メートル

- 3 埋立に関する工事の施行区域

- (1) 位 置

茨城県ひたちなか市長砂字渚163番9, 163番13, 163番23, 163番24, 同市阿字ヶ浦町字千駄切552番4, 552番5, 552番6, 552番7, 552番8, 552番9, 552番10, 552番11, 552番12, 552番14, 552番15, 552番16及び552番17の地内並びに同県那珂郡東海村大字照沼字渚768番6及び768番7の地先公有水面

## (2) 区 域

次の各地点のうち、㊦の地点から㊧の地点までを順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点を結んだ線により囲まれた区域と㊨の地点から㊩の地点までを順次に結んだ線及び㊨の地点と㊩の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点 国土地理院照沼三角点(北緯36度26分05秒227, 東経140度35分34秒921)から121度57分32秒 2,065.51メートルの地点

㊩の地点 ㊦の地点から 88度47分38秒 475.11メートルの地点

㊨の地点 ㊩の地点から 90度00分00秒 430.00メートルの地点

㊧の地点 ㊨の地点から 180度00分00秒 220.00メートルの地点

㊧の地点 ㊧の地点から 270度00分00秒 905.00メートルの地点

㊨の地点 国土地理院照沼三角点(北緯36度26分05秒227, 東経140度35分34秒921)から161度22分28秒 3,058.49メートルの地点

㊩の地点 ㊨の地点から 90度00分00秒 800.54メートルの地点

㊦の地点 ㊩の地点から 174度36分26秒 125.56メートルの地点

㊦の地点 ㊦の地点から 173度47分43秒 261.53メートルの地点

㊦の地点 ㊦の地点から 180度00分00秒 390.00メートルの地点

㊦の地点 ㊦の地点から 90度00分00秒 57.50メートルの地点

㊦の地点 ㊦の地点から 168度56分33秒 356.62メートルの地点

㊦の地点 ㊦の地点から 270度00分00秒 580.41メートルの地点

## (3) 面 積

949,383.00平方メートル

## 4 埋立地の用途

公共ふ頭用地

## 5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

埋立てに関する工事に着手した日から 5 年

## 6 免許の年月日

平成12年 7 月 4 日

## 茨城県告示第931号

平成11年 8 月11日付けで許可申請のあった公有水面埋立てに係る埋立地の用途の変更については、次のとおり許可したので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ 2 第 2 項において準用する同法第11条の規定により告示する。

平成12年 8 月10日

常陸那珂港港湾管理者 茨城県

代表者 茨城県知事 橋 本 昌

## 1 許可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の氏名

所 在 地 茨城県水戸市笠原町978番 6

名 称 茨城県

代表者氏名 茨城県知事 橋 本 昌

## 2 埋立地の用途の変更内容

「

| 用 途     | 配 置                                                       | 規 模 (ha) |
|---------|-----------------------------------------------------------|----------|
| 公共ふ頭用地  | ① 第4ふ頭地区の南東側で発電所用地及び道路用地①に接する位置                           | 約 23 ha  |
|         | ② 第4ふ頭地区の南西側で公共ふ頭用地③, 保管施設用地②及び道路用地①, ②に接する位置             | 約 31 ha  |
|         | ③ 第3ふ頭地区の北側で, 公共ふ頭用地②, 保管施設用地②, 道路用地③及び緑地②に接する位置          | 約 16 ha  |
|         | ④ 第3ふ頭地区の南側で, 保管施設用地③及び道路用地③に接する位置                        | 約 17 ha  |
| 保管施設用地  | ① 第4ふ頭地区の西側で道路用地①, ②及び緑地①に接する位置                           | 約 10 ha  |
|         | ② 第3ふ頭地区の北西側で公共ふ頭用地②, ③, 道路用地②, ③及び緑地②に接する位置              |          |
|         | ③ 第3ふ頭地区の南西側で公共ふ頭用地④及び道路用地③に接する位置                         |          |
| 道 路 用 地 | ① 第4ふ頭地区の中央部を縦断し, 発電所用地, 公共ふ頭用地①, ②, 保管施設用地①及び道路用地②に接する位置 | 約 10 ha  |
|         | ② 第3, 第4ふ頭地区の西側で公共ふ頭用地②, 保管施設用地①, ②, 道路用地①及び緑地①に接する位置     |          |
|         | ③ 第3ふ頭地区の中央部を縦断し, 公共ふ頭用地③, ④, 保管施設用地②, ③及び緑地②に接する位置       |          |
| 緑 地     | ① 第4ふ頭地区の西側で保管施設用地①及び道路用地②に接する位置                          | 約 3 ha   |
|         | ② 第3ふ頭地区中央部で公共ふ頭用地③, 保管施設用地②及び道路用地③に接する位置                 |          |

を

」

「

| 用 途    | 配 置                                          | 規 模 (ha) |
|--------|----------------------------------------------|----------|
| 公共ふ頭用地 | ① 北ふ頭地区の南東側で, 発電所用地及び道路用地①に接する位置             | 約 23 ha  |
|        | ② 北ふ頭地区の南西側で, 公共ふ頭用地③及び道路用地①, ②に接する位置        | 約 31 ha  |
|        | ③ 中央ふ頭地区の北西側で, 公共ふ頭用地②, 保管施設用地②及び道路用地②に接する位置 | 約 13 ha  |

」

|         |                                                        |         |
|---------|--------------------------------------------------------|---------|
| 保管施設用地  | ① 北ふ頭地区の西側で、道路用地①，②及び緑地①に接する位置                         | 約 30 ha |
|         | ② 中央ふ頭地区の北西側で、公共ふ頭用地③及び道路用地②，③に接する位置                   |         |
|         | ③ 中央ふ頭地区の北西側で、道路用地②及び③に接する位置                           |         |
| 道 路 用 地 | ① 北ふ頭地区の中央部を縦断し、発電所用地，公共ふ頭用地①，②，保管施設用地①及び道路用地②に接する位置   | 約 10 ha |
|         | ② 北ふ頭地区及び中央ふ頭地区の西側で，公共ふ頭用地②，③，保管施設用地①，道路用地①及び緑地①に接する位置 |         |
|         | ③ 中央ふ頭地区の北西部を縦断し，保管施設用地②，③及び緑地②に接する位置                  |         |
| 緑 地     | ① 北ふ頭地区の西側で，保管施設用地①及び道路用地②に接する位置                       | 約 3 ha  |
|         | ② 中央ふ頭地区の中央部で，道路用地③に接する位置                              |         |

」

変更する。

## 3 許可年月日

平成12年 7 月 4 日

~~~~~

茨城県告示第932号

水戸市渡里町1169番地に事務所を置く渡里常磐土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 8 月10日

茨城県水戸土地改良事務所長 木 澤 英 雄

就 任

住 所	職 名	氏 名
水戸市渡里町1169番地	理 事	寺 門 朝 壽
〃 〃 342番地	〃	塙 忠 一
〃 愛宕町2298番地の 2	〃	寺 門 高 信
〃 ちとせ 2 丁目1669番地の 2	〃	山 田 進
〃 渡里町982番地	〃	田 所 良 周
〃 〃 2668番地の 2	〃	斉 藤 進
〃 〃 2386番地の 2	〃	寺 門 輝 吉
〃 〃 879番地	〃	中 山 昭 徳
〃 〃 908番地の 1	〃	鹿 野 とみ江

住 所	職 名	氏 名
水戸市渡里町141番地	理 事	木 村 孝 雄
〃 〃 1151番地の 1	〃	中 山 宏
〃 文京 2 丁目 5 番 9 号	〃	矢 嶋 重 敬
〃 渡里町141番地	〃	木 村 正 孝
〃 〃 1147番地	監 事	河 野 順 一
〃 〃 3061番地の 1	〃	篠 原 武 治

茨城県告示第933号

行方郡北浦町山田2564番地の10に事務所を置く吉川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 8 月10日

茨城県銚田土地改良事務所長 堀 田 政 義

退 任

住 所	職 名	氏 名
行方郡北浦町吉川490番地	理 事	方波見 喬

公 告

●予防接種の業務を行う医師

茨城県下全市町村が予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条又は第 6 条により行う予防接種については、当該市町村長が自ら設ける場所において実施するほか、次に掲げる医師が次に掲げる場所等で当該事業を行うので、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成12年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

保 健 所 名	医 師 名	病 院 名 等	所 在 地
土浦保健所	磯 部 規 子	医療法人社団青洲会 神立病院	土浦市神立中央 5－11－12

●卸売業務の廃止

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第 1 項の規定による許可に係る卸売業務について、茨城県卸売市場条例（昭和46年茨城県条例第51号）第11条第 1 項の規定による卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第25条の規定により、次のとおり公示する。

平成12年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の所在地及び名称
久慈郡大子町大字池田1580番地の 2
大子青果株式会社
- 2 届出者が卸売業務を行っていた卸売市場の位置及び名称
久慈郡大子町大字池田1580番地の 2
大子青果地方卸売市場
- 3 卸売業務を廃止した取扱品目の部類
青果部
- 4 届出年月日
平成12年 7 月 7 日

~~~~~

●**宅地建物取引業者の事務所の所在地の申出**

下記業者については、事務所の所在地を確知できないので、この公告の日から30日以内に、茨城県知事に対し書面で事務所の所在地の申出を行ってください。

なお、期間内に申出がない場合は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により免許を取り消すことがあります。

平成12年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 商 号 六光建設 株式会社
- 2 代 表 者 名 村 田 一 雄
- 3 事 務 所 所 在 地 取手市戸頭281－12
- 4 免 許 番 号 茨城県知事（1）5803
- 5 免 許 年 月 日 平成10年12月14日

~~~~~

●**宅地建物取引業者の事務所の所在地の申出**

下記業者については、事務所の所在地を確知できないので、この公告の日から30日以内に、茨城県知事に対し書面で事務所の所在地の申出を行ってください。

なお、期間内に申出がない場合は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により免許を取り消すことがあります。

平成12年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 商 号 株式会社 三宝
- 2 代 表 者 名 丑 丸 保
- 3 事 務 所 所 在 地 北相馬郡守谷町大字大柏1005－71
- 4 免 許 番 号 茨城県知事（4）4353
- 5 免 許 年 月 日 平成10年12月 1 日

~~~~~

●**開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第 4 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第 5 項において準用する同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成12年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡美浦村大字大山字一斗内39番1, 同番2, 字狭間40番2, 44番1, 47番1, 48番, 字上の内49番2, 54番2, 同番3, 74番2, 79番2, 字清水930番5, 字後田994番, 995番1, 同番2, 996番, 997番, 999番, 1003番, 1005番, 1009番, 1011番, 1013番, 1024番, 1047番, 1049番, 1050番, 1053番, 1054番, 1056番, 1058番, 1059番, 1060番, 1062番, 1063番, 字谷津877番, 878番, 879番, 1052番, 1064番, 1066番, 1067番, 1068番, 1591番, 1592番, 1593番1, 1594番1, 同番2, 同番3, 1596番, 同番1, 1597番1, 同番2, 字宮下1651番1, 1653番, 1655番, 1661番, 字立切939番1, 941番1の一部, 同番4, 948番1, 949番, 950番, 952番1, 955番1, 958番, 963番, 964番, 965番1, 同番3, 968番, 969番, 980番, 1642番, 1643番1, 同番2, 1644番, 1645番, 1646番, 1647番, 1648番, 1649番, 1650番, 1660番, 字大山1205番の一部, 1207番, 1208番, 1209番, 1210番, 1211番, 1212番, 1213番, 1214番1, 同番2, 1215番, 1216番, 1217番, 1218番, 1219番, 1220番, 1223番, 1224番, 1225番, 1226番, 1227番, 1228番の一部, 1230番, 1231番, 1232番, 1233番, 1234番, 1237番の一部, 1250番, 1251番1, 同番2, 1252番, 1253番の一部, 1254番, 1268番1の一部, 同番2, 1275番1, 2411番5の一部, 同番6の一部, 同番8の一部, 字古内1375番2, 1376番2, 1378番1, 同番3, 1384番2, 1385番2, 1386番, 1388番, 1390番, 字宇縄田1428番, 1429番, 1430番, 1431番, 1432番, 1442番, 1469番, 字外縄田1619番, 1620番1, 同番2, 1621番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 1622番1, 同番2, 同番3, 同番4, 1623番1, 同番2, 同番3, 同番4, 1625番1, 同番2, 1626番, 1627番, 1628番, 1629番, 1630番, 1631番, 1632番, 1636番1, 同番3, 1637番, 1638番, 字菅沼1495番, 1496番, 1497番, 1498番, 1499番, 1500番, 1611番1, 1612番, 1613番1, 同番2, 1614番1, 同番2, 1615番, 1616番1, 1617番, 1618番1, 同番2, 同番3, 同番4, 2397番1, 乙2397番, 2403番, 字八反田1534番, 1534番1及び1535番合併, 1536番, 1537番, 1599番, 1600番, 1601番, 1602番, 1603番2, 同番3, 1604番1, 同番2, 同番3, 同番4, 1605番1, 同番2, 1606番1, 同番2, 1607番, 1608番, 1609番, 1610番, 2889番, 2890番の一部, 2891番, 2892番, 2893番, 2894番, 2895番, 2896番, 2897番, 2898番, 2899番, 2900番, 2901番, 2902番, 2903番, 2904番, 2905番, 2906番, 2907番, 2908番, 2909番, 2910番, 2911番, 2912番, 字法堂2366番1, 同番2, 2367番1, 2368番1, 2369番1, 2371番2, 同番3, 2373番1, 2374番, 2375番, 2376番1, 同番口, 2377番1, 字浜田2404番3, 2405番3, 同番11, 2406番, 同番1, 字横津2389番1, 2390番1, 字峯909番1, 910番, 911番, 913番, 字内出918番, 字房の内925番2, 926番4, 927番, 930番4, 931番, 934番, 字芝根1044番, 1045番, 1046番, 字峯付1069番, 1073番2, 1074番2, 1075番, 同番2, 字木の根田1051番1, 1076番1, 同番2, 同番3, 同番4, 1079番, 1094番, 字野境812番, 816番, 字南田819番1, 同番2, 847番14, 同番15, 850番2, 同番6, 同番8の一部, 851番1, 同番4, 同番6, 字下の下865番1, 866番, 867番, 870番1, 字正直880番, 882番1, 889番1, 891番1, 字中道894番1, 字新山1586番1, 同番10, 1587番2, 1588番, 1589番, 1590番, 字宮後1639番, 1640番, 同番1, 同番2, 字古田1641番, 字宮前1662番, 1663番, 1664番, 1665番, 1666番, 1667番, 1668番, 1669番1, 同番3, 1670番, 1671番, 大字馬見山字馬見山69番, 70番, 71番, 73番, 76番, 77番, 78番, 79番, 80番, 81番, 82番1, 同番2, 同番3, 83番1, 同番2, 84番, 85番, 86番, 87番, 88番, 89番1, 90番1, 91番1, 93番1, 94番, 95番, 96番1, 同番2, 同番3, 97番1, 同番2, 98番1, 同番2, 99番, 100番, 101番1, 102番, 111番の一部, 112番の一部, 113番の一部, 114番, 121番の一部, 122番, 125の一部, 126番, 127番の一部, 128番の一部, 字根本514番1, 同番2, 同番3, 字北浦峯付602番2, 字笠張面603番, 604番, 605番, 608番, 字北浦611番, 同番1, 612番, 615番1, 同番2, 616番1, 617番1, 713番2, 733番1, 同番2, 同番3, 同番4, 字ミコヤ460番, 753番, 754番, 755番, 字天王1番1, 2番4, 字カカラ作450番, 451番1, 452番, 453番, 454番, 字あら作454番2, 字庚申塚455番, 456番, 458番2, 464番, 467



番, 字大作468番, 469番, 471番, 472番, 473番, 475番, 476番, 477番, 字茶内511番, 512番, 字洞口618番 1, 同番 2, 619番, 620番, 大字土浦字谷津2524番, 字虚空蔵2472番, 2473番, 2476番, 2477番, 2478番, 大字馬掛字大久保尻774番, 813番 2, 820番, 同番 2, 1346番, 1347番, 1348番, 1349番, 1350番, 1351番, 1352番, 1353番, 1354番, 1355番, 1356番 1, 同番 2, 1357番, 字一斗内209番 3, 同番 4, 字鬼越689番 1, 同番 2, 690番, 691番 1, 同番 2, 693番, 694番, 697番, 699番, 702番, 704番 3, 706番, 707番 1, 同番 2, 708番, 709番, 710番, 711番, 717番, 同番 2, 719番, 721番 1, 同番 2, 723番, 724番, 725番, 727番, 729番, 730番, 字神田畑664番, 684番 1, 同番 2, 686番の一部, 字蟹田747番, 748番, 750番, 752番, 753番, 754番, 757番, 758番, 759番 1, 同番 2, 同番 3, 760番, 763番, 764番, 765番, 768番, 769番, 同番 2, 770番, 771番, 772番, 字蟹田上825番, 826番, 同番 2, 828番 2, 830番 1, 832番, 833番 1, 836番, 839番 1, 849番 1, 850番, 851番, 858番, 859番, 字照内860番, 863番 1, 同番 2, 864番, 865番, 866番, 867番, 868番 1, 同番 2, 870番, 871番, 872番, 同番 4, 873番, 同番 2, 874番, 同番 1, 同番 2, 875番, 876番, 同番 2, 877番, 879番, 880番, 881番 1, 同番 2, 同番 3, 882番, 883番, 884番, 885番, 886番, 889番, 890番, 897番, 915番, 916番, 943番, 944番 1, 同番 2, 同番 3, 字堀込901番, 904番, 905番, 同番 2, 906番, 907番, 908番, 910番, 911番, 912番, 914番, 1008番 2, 1017番, 1018番, 1019番, 1020番, 1022番 2, 1024番, 1025番, 同番 2, 1026番, 1027番, 同番 2, 1028番, 1033番 2 の一部, 1183番, 1184番, 1185番, 1186番, 1187番, 1190番, 1191番, 字天神平947番, 950番, 951番, 952番 1, 958番 1, 981番, 字多古山983番, 984番, 985番, 988番, 995番, 997番, 998番, 999番 1, 同番 2, 1000番, 1001番, 1002番 1, 同番 2, 1003番, 1005番 1, 1007番 1, 同番 2, 1008番 1, 字花立1187番 2, 字五斗落1158番, 1159番 1, 同番 2, 1160番 1, 同番 2, 1162番, 字宮後894番, 字岸内1294番, 字長峯731番, 737番, 741番, 字内出512番, 字天神入921番, 922番, 924番, 925番, 926番, 930番 2, 935番, 同番 2, 936番, 937番, 同番 2, 939番, 同番 2, 940番, 同番 2, 941番, 942番, 985番 2, 字天神下950番 2, 字御料平1166番 1, 1173番の一部, 1179番, 1180番, 1181番, 同番 2, 1182番, 大字山王字菅沼712番, 713番, 714番, 715番, 716番, 717番, 718番, 719番, 720番, 721番, 722番, 723番, 724番

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都港区浜松町二丁目4番1号

美浦ゴルフ開発株式会社

代表取締役 柳 下 進

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)